

第一種圧力容器 使用検査フロー図 検査申請は早めに(原則、検査受検希望日の30日前まで)〈別添1-3〉
〔外国製造品を輸入した者が申請 基準等適合証明書を添付する場合〕

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
登録製造時等検査機関・登録性能検査機関
・登録個別検定機関・登録教習機関

厚生労働省・都道府県労働局の対応
指定外国検査機関の関係
基準等適合証明書
検査員氏名

構造規格、JIS規格の適合関係
特殊な設計の容器
国際規格等との適合

- ① 指定外国検査機関の内容照会など
→対応先は厚労省安全衛生部安全課・都道府県労働局(製造後では検査対応できないことがある)
厚生労働省:HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/index.html
検査検定実施機関一覧[PDF形式:246KB]別ウインドウで開く
→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000571026.pdf>
- ② 当該製造に適用した海外規格と構造規格、JIS規格との適合(圧構第70条関係 特例)
→対応先は都道府県労働局(承認後に使用検査申請)
- ③ 対応都道府県労働局とは、基本的に輸入者(設置者が輸入する場合を含む)の住所地を管轄する労働局

